

○財務省告示第百六十八号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における関税に関する申請期限等を延長する件（令和六年財務省告示第二十二号）において別途財務省告示で定めることとされている期日は、令和六年七月三十一日とする。

令和六年六月二十一日

財務大臣 鈴木 俊一